

# 告示

## 埼玉県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
北戸田アイクリニッ ク	戸田市美女木東一―三―イオンモ ル北戸田二F	平成三十一年二月 二十八日
浅井歯科クリニッ ク	鴻巣市吹上四九七―一四	平成三十一年三月 三十一日
イルカ薬局花みず 木店	坂戸市につさい花みず木三―二〇―八	平成三十一年三月 三十一日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		辞退年月日
		名称	所在地	
於保不二雄		於保指圧鍼灸治療 室	富士見市鶴瀬東二― 二―一八	平成三十一年三月 二十四日